

令和元年度第2回東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部会議

令和2年2月27日（木）午後4時～
本庁舎5階危機管理センター

次 第

- 1 東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について
- 2 次期東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略に向けて
- 3 人口移動状況の報告
- 4 本市に必要な施策等

<配布資料>

●次第

- | | |
|----------|---|
| 《資料 1-1》 | 東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について |
| 《資料 1-2》 | 東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略 KPI の改訂について |
| 《資料 1-3》 | 令和元年度事業で国の交付金を申請中の新規事業内容 |
| 《資料 1-4》 | 東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第4版)(案) |
| 《資料 2-1》 | 東大阪市第3次総合計画を踏まえた
次期東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略のあり方について |
| 《資料 2-2》 | 国、大阪府の次期総合戦略と東大阪市第3次総合計画の目指す方向性 |
| 《資料 2-3》 | 東大阪市第3次総合計画と次期総合戦略の関係性 |
| 《資料 3-1》 | 令和元(2019)年における東大阪市の転入・転出の状況 |
| 《資料 3-2》 | 大阪府、隣接市区町村等転入超過数(令和元(2019)年) |

東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

1. 改訂の趣旨

(1) 計画期間延長に伴う改訂

○国の第2期「総合戦略」の策定

国の第1期「総合戦略」がR1年度で計画期間を終了することから、R2年度を初年度とする5か年の第2期「総合戦略」が、令和元年12月20日に閣議決定された。

あわせて、地方公共団体に対して次期「地方版総合戦略」の策定を依頼する通知が発出された。

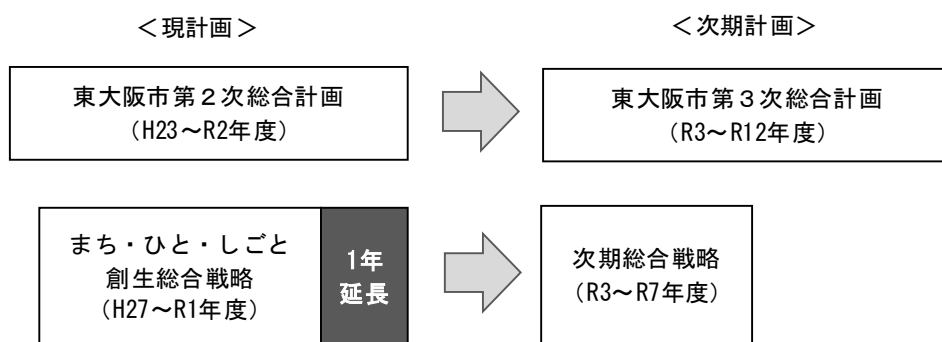
○東大阪市の次期「総合計画」（東大阪市第3次総合計画）の策定に向けた動き

本市の行政運営における最上位計画である「東大阪市第2次総合計画」がR2年度末で計画期間を終了することから、R3年度を初年度とする10年間の「東大阪市第3次総合計画」の策定に向けて検討を進めている。なお、「東大阪市第3次総合計画基本構想」は、令和元年12月20日に東大阪市議会の議決を得た。

○次期「市の総合戦略」の策定を踏まえた、現総合戦略のあり方

次期「市の総合戦略」は、国や府の次期総合戦略を勘案するとともに、東大阪市第3次総合計画と整合を図るものとする。よって、現総合戦略はR1年度末で計画期間が終了するが、R2年度末まで1年間延長する。

なお、国からも地方版総合戦略に切れ目が生じないのであれば、1年延長するという計画期間を設定することも構わないという趣旨の文書が示されている。



＜計画期間延長に対する改訂方針（案）＞

(1) 計画期間	・ H27～R1 年度の 5 年間 ⇒ H27～ <u>R2 年度の 6 年間</u>
(2) 主な施策	・ 現在掲げている施策を基本とする。 ・ ただし、<u>R2 年度末までに国の地方創生関係交付金の対象となる事業に取り組む場合など、必要に応じて追加等を検討する。</u>
(3) 数値目標	・ 成果目標、評価指標の数値は、<u>原則変更しない。</u> ・ ただし、<u>H30 年度末時点やその後の進捗状況から、現在の目標値を既に超えているものは、R2 年度末をめざして、目標値を上げる方向で再設定する。</u> ・ 国の地方創生関係交付金を活用している事業に対する目標値は、<u>交付金計画で記載している数値と整合を図る。</u> ・ また、実施環境を整えることが困難等、<u>計画策定当初から事業が実施されず、かつ R2 年度末まで実施の見通しがない事業に対する指標については、実情を踏まえた内容に修正する。加えて、可能な範囲で関連する代替事業を追加する。</u> (改訂内容は資料 1－2 参照)

（２）新たな事業の追加に伴う改訂

ウィルチェアースポーツを通じたまちづくりの推進を図るため、ウィルチェアースポーツ広場を整備し、そこを拠点としてウィルチェアースポーツの普及を図ることにより、交流人口の増加をはじめ、共生社会の実現、健康増進、スポーツ関連産業の活性化等多面的な効果をねらう。現在、R1 年度の国の「地方創生拠点整備交付金」を申請中。

事業計画、総合戦略での位置づけ（案）は資料 1－3 を参照

2. 改訂版総合戦略

改訂の趣旨を踏まえ「東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 4 版）」資料 1－

4 のとおり改訂を行う。改定日は令和 2 年 3 月の予定。

東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略KPIの改訂について

資料 1-2

■数値目標の改訂方針

- (1) 成果目標、評価指標の数値は、原則変更しない
ただし、
①H30年度末時点で、現在の目標値を既に超えているものは、R2年度末をめざして、目標値を上げる方向で設定する。
また、
②国の地方創生推進交付金を活用している事業に対する目標値は交付金計画で記載している数値と整合を図る。
- (2) 実施環境を整えることが困難等、
③計画当初から事業が実施されず、かつR2年度末まで実施の見通しが無い事業に対する指標については、実情を踏まえた内容に修正する。
加えて、可能な範囲で関連する代替事業を追加する。

■成果目標

指標	現在の目標値	実績値（H30）	1年（R2末まで）延長への対応	
			数値目標の改訂方針	改訂後の目標値
市内企業の総従業者数	235,585人 ⇒ 220,000人 (平成24年) (令和元年) (参考) 平成21年：252,197人	不明（平成30年度は実績値が判明していないため） 平成28年度経済センサスでは231,607人	改訂なし	現在と同じ
新規イベント等の参加者数	令和元年度までに累計12万人	1,946人（累計23,659人）	②に該当 交付金計画と整合を図る。	累計13万人
0～5歳人口 (住民基本台帳)	22,620人 ⇒ 21,500人 (平成26年度末) (令和元年度末)	20,597人	改訂なし	現在と同じ
東大阪市への居住意向 (東大阪市版地域分権に関する調査研究のアンケートで「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたいと答えた人の割合」)	67.9% ⇒ 80% (平成24年) (令和元年)	—	改訂なし	現在と同じ

■評価指標

施策のKPI	目標値	実績値（H30）	1年（R2末まで）延長への対応	
			数値目標の改訂方針	改訂後の目標値
新製品・新技術の開発支援件数	令和元年度までに累計40件	高付加価値化促進事業：5件 (累計16件)	②に該当 交付金計画と整合を図る。	累計50件
従業員1人当たりの 製造品出荷額等 (※従業者4人以上の事業所)	2,088万円 ⇒ 2,200万円 (平成25年) (令和元年)	不明（平成30年工業統計の実績値が出ていないため） 平成29年度工業統計調査では2,206万円	②に該当 交付金計画と整合を図る。	2,220万円
学生の地元企業への就職数	令和元年度までに累計400人	134人 (39歳以下の若者と女性含む) (累計182人)	改訂なし	現在と同じ
着地型観光プログラムへの参加者数	令和元年度までに累計700人	1,046人（累計1,665人）	①に該当 既に目標値を超えている。 R1実績見込み（約1,300人）を踏まえ設定。	累計4,000人

■評価指標

施策のK P I	目標値	実績値（H30）	1年（R2末まで）延長への対応	
			数値目標の改訂方針	改訂後の目標値
イベントでのカップル成立数	令和元年度までに累計40組	38組（累計76組）	①に該当既に目標値を超えている。 R1実績見込み（約30組）を踏まえ設定。	累計120組
産後1ヶ月健診受診率	100% （令和元年度）	98%（H30.3～H31.2実績）	改訂なし	現在と同じ
お試し券プレゼント事業でリフレッシュ型一時預かり保育の利用者数	令和元年度までに延べ1,000人	未実施	③に該当子どもを預かる側（保育所等）の体制確保が難しく、実施困難。	「リフレッシュ型一時預かり保育利用者数」に修正
リフレッシュ型一時預かり保育の利用者数	「お試し券プレゼント事業でリフレッシュ型一時預かり保育の利用者数」から内容を修正して位置付けるもの			R2年度利用者数1,200人
出産記念品贈呈者数	子育て支援に対する評価指標として、新たに位置づけ			R2年度で3,300人
市民活動団体への助成事業数	171 （平成26年）⇒300 （令和元年）	27団体に助成（延べ274団体）	改訂なし	現在と同じ
居住を誘導する区域における人口密度の増減率	1 （H28年3月末）⇒0.98以上 （R2年3月末） ※社人研推計ベース：0.97	0.98	改訂なし	現在と同じ

国の地方創生拠点整備交付金を活用するために現在申請中の新規事業で、今般の総合戦略の改訂により位置付けていく予定の事業は次のとおり。

2

基本目標…人を呼び込む流れをつくる

施策1 新たな観光まちづくりの推進

事業名…ウィルチェアースポーツコートの整備

事業計画

事業の内容

次の事業を、総合戦略を改訂して位置付ける予定の事業として申請している。

・「東大阪市花園ラグビー場」の敷地内に新たにウィルチェアースポーツコートと障害者対応の設備(更衣室、多目的トイレ、駐車場等)を整備を行うことで、ウィルチェアースポーツを中心に、障害の有無に関わらず誰もがスポーツを楽しめ、また多様なスポーツの実施を可能とする場を創出するもの。

・本市は、花園ラグビー場が立地する花園中央公園を様々なスポーツの拠点とし、スポーツ観戦の「みる」楽しみ、ウィルチェアースポーツなど新たなスポーツを「する」楽しみ、本市を活動拠点とするスポーツチームを応援し「ささえる」楽しみなど、年齢や性別、障害の有無に関わらず、誰もがともに楽しめる新たな取り組みを進めている。

・全国的にも数少ない屋外ウィルチェア広場であること、また花園ラグビー場に隣接した施設であることを活かし、認知度・集客力を高め、インクルーシブな(誰も排除されない)スポーツができる機会を大勢の方に効果的に提供することにより、交流人口増加、共生社会の実現、健康増進、スポーツ関連産業の活性化等、多面的効果が期待でき、本市の地方創生に大きく寄与する施設となり得る。

重要業績評価指標(KPI)

項 目	R2	R3	R4	R5	R6
ウィルチェアースポーツに係る施設利用者数(延べ人数)	900	1200	1500	2000	2600
ウィルチェアースポーツ以外のスポーツに係る施設利用者数(延べ人数)	400	500	600	700	800
企業・学校向け研修利用件数	5	5	5	5	5

総合戦略での位置づけ(案)

総合戦略で該当する事業

東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3版。平成30年3月)に掲載していない新規事業であるため、その内容を追加し、総合戦略の改訂を行う。

評価指標の追加

「基本目標2 人を呼び込む流れをつくる」-「施策1 新たな観光まちづくりの推進」の評価指標(KPI)に、

「ウィルチェアースポーツコートの施設利用者数: 令和2年度までに累計1,300人」を追加。

取り組みの方向性の追加

「ウィルチェアースポーツコートを整備し、ウィルチェアースポーツの参加者拡大、共生社会の実現、花園中央公園の賑わいの創出を図ります」という内容を追加。

推進する主な事業欄への追加

事業名 (実施予定年度)	事業内容
ウィルチェアースポーツコートの整備 (平成31年度～令和2年度)	ウィルチェアースポーツの参加者拡大、共生社会の実現、花園中央公園の賑わいの創出を図るため、新たにウィルチェアースポーツコートを花園ラグビー場の敷地内に設置します。



ウィルチェアー（車いす）スポーツ推進事業の概要

東 大 阪 市
スポーツのまちづくり戦略室

年齢や性別、障害の有無に関わらず、共にスポーツを楽しむというインクルーシブな概念を取り入れたスポーツとしてウィルチェアー（車いす）スポーツを推進しています。

ウィルチェアースポーツ

女性 障害者 男性
子ども 青年 中高年
健康者 高齢者



バリアフリーマップ協力隊
ウィルチェアー（車いす）に乗って
観光体験＆まち歩き

ウィルチェアー ツーリズム



バリアフリーマップを作成

車いすユーザーの方が東大阪市を訪れ、観光していただくためのバリアフリーマップに必要な情報を車いすに乗りながら調査しました。



ウィルチェアースポーツのねらい

誰もがスポーツに親しむまちづくり
その先に目指す共生社会

ウィルチェアースポーツ広場

- 平成29年度に専用施設（広場）を整備し、10月から供用を開始した。
- 広場は大阪広域水道企業団が所有する駐車場用地を借り受けている。
- 広場の地下に水道関連施設があり、トイレや建屋の設置ができない。
- 管理運営は専門事業者（日本車いすスポーツ振興協会）に委託している。



ウィルチェアー（車いす）スポーツ推進に向けた施設整備

東 大 阪 市
スポーツのまちづくり戦略室

【概要】ウィルチェアースポーツを推進するにあたり、新たな事業拠点を検討。現在は駐車場用地を整備して利用しているが、設備面での課題を抱えている。課題克服のため花園ラグビー場敷地内への移転を進めており、令和2年度中に移転する予定。これにより、事業基盤の強化だけでなく、花園中央公園の新たな魅力創出を図る。

現広場



全国初のウィルチェアースポーツ専用の屋外施設

新広場候補地



花園ラグビー場を含む花園中央公園の新たな賑わいを創出

ウィルチェアースポーツ広場の移転スケジュール案

2018	2019	2020	2021	2022
現 施 設				
	設 計	工 事	新 施 設	

【財源の確保】

地方創生拠点整備交付金の活用

地方創生拠点整備交付金（補助率1/2）を活用して財源の確保を進める。

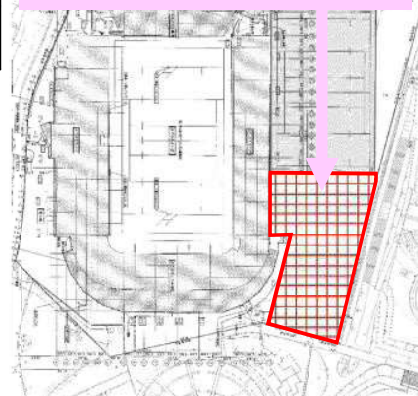
【要件】交付金活用の申請のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定、地域再生計画の策定が必要

【新施設のメリット】

- スポーツコートを施行予定
- 車いすソフトボールの公式戦対応。大会誘致が可能に（関西で初開催）
- ソフトボール以外のスポーツも実施可
- トイレ、水道を施工予定
- 照明設置による稼働時間の拡大

【花園ラグビー場東側】

広さ：約5,000㎡
現状：砂利敷、臨時駐車場等として利用



東大阪市

まち・ひと・しごと創生総合戦略

(~~第3版~~)

(第4版)

~~平成30年3月~~

令和2年●月

東大阪市

表現方法：追加、削除

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1. 策定の趣旨	2
2. 総合戦略の位置づけと期間	3
3. 総合戦略策定の基本方針	4
第2章 目指す本市の基本目標	5
1. 基本目標	6
第3章 具体的施策と評価指標	7
基本目標1 産業振興により雇用を提供する	8
施策1 モノづくり企業の支援	9
施策2 雇用政策の推進	10
基本目標2 人を呼び込む流れをつくる	11
施策1 新たな観光まちづくりの推進	12
基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	13
施策1 結婚支援	14
施策2 出産支援	15
施策3 子育て支援	16
基本目標4 時代に合った地域をつくる	17
施策1 東大阪市版地域分権制度の確立	18
施策2 都市型コンパクトシティの確立	19
第4章 総合戦略の推進にあたって	20
1. 総合戦略の進捗管理	21
2. 総合戦略の推進	22

第1章 基本的な考え方

1. 策定の趣旨

本格的な人口減少社会の到来に臨む我が国において、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正することを目指し、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。ここでは、「国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進することの重要性がうたわれ、国・地方自治体がまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について定められています。

すでに国においては、平成 26 年 12 月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、地方創生に関する施策の基本的方向性や具体的施策が示されています。この第 1 期総合戦略が令和 2 年度末で計画期間が満了することから、令和元年 12 月に第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、地方創生の実現に向けて、より一層の取り組みの充実と強化を図ることとしています。また、大阪府においても平成 28 年 3 月に「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」が策定公表されています。また、国の第 2 期総合戦略にあわせ、次期総合戦略の令和元年度中の策定に向けて、検討が進められています。

東大阪市においても、人口減少は大きな課題となっており、平成 24 年の国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに試算すると、平成 22 年の国勢調査時点における 509,534 人から、2060 平成 72 年には約 284,000 人へと、半数近く減少することが予想されています。中でも、若年層の人口が市全体の平均を上回り大きく減少することで、更なる高齢化が予想されています。

こうした本市の課題に対応し、持続可能な発展を見据えた「東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「本総合戦略」という）を策定し、着実に実行していくことで、市民が希望あふれる生活を営むことができるまちづくりに取り組んでいきます。

2. 総合戦略の位置づけと期間

本総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定しています。策定にあたっては、国・大阪府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標や施策の方向性を踏まえるとともに、東大阪市第 2 次総合計画後期基本計画（平成 23 年～令和 2 平成 32 年）と整合するものとしています。

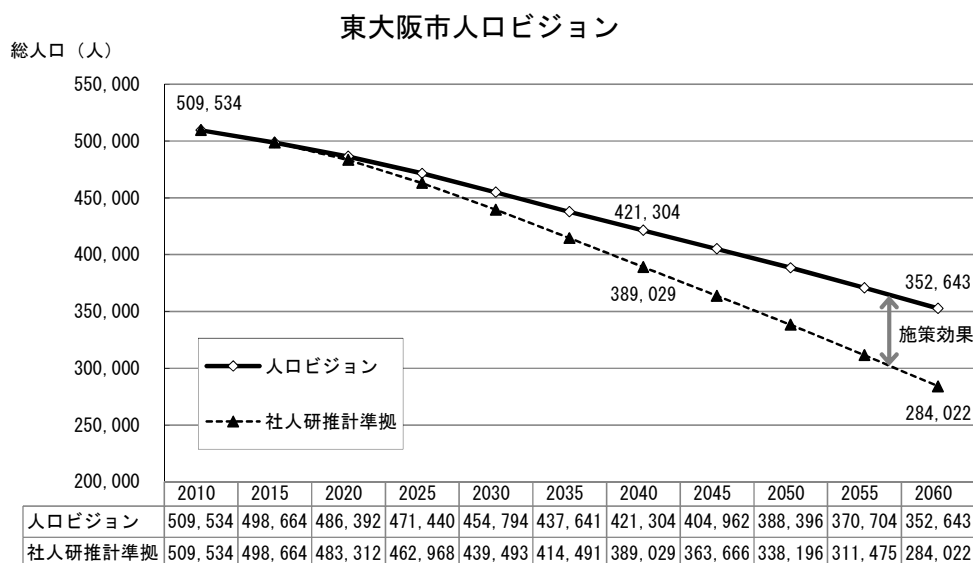
本総合戦略の目標は、同時に策定する「東大阪市人口ビジョン」において示された、まちの将来像の実現に向けた取り組みを実施していくことであり、平成 27 年度から令和元平成 31 年度までの 5 か年を計画期間として事業を実施してきました。令和 3 年度より東大阪市第 3 次総

合計画が開始することから、その内容を踏まえ、より一体的で効率的・効果的な推進を図るため、本総合戦略の計画期間を令和 2 年度まで 1 年延長するとともに、次期総合戦略は東大阪市第 3 次総合計画とあわせ、令和 3 年度より開始します。~~いきます。なお、施策の進捗状況や本市における社会経済状況等を踏まえて、必要に応じて見直すものとします。~~

3. 総合戦略策定の基本方針

(1) 目指す将来像（人口ビジョン）

本総合戦略と同時に策定した東大阪市人口ビジョンでは、2040年に約42万人、2060年に約35万人の人口を維持することを掲げています。本総合戦略の推進により、合計特殊出生率の向上と転出超過の抑制を段階的に達成していくことで、目指す将来像としての人口ビジョンの達成を図ります。



そのためには、まず、本市の存立基盤でもあるモノづくり企業の振興を図ることで、安定した雇用環境を提供することが必要です。多くの大学が立地し、学生が集まるまちの特徴を生かして、若者と市内企業とをつなぎ、地元での就職の拡大を図ります。

同時に、若者の結婚・出産の希望がかなう環境整備として、結婚支援施策の導入や、子育て支援のさらなる充実を図り、若者にとって魅力的なまちづくりを進めます。また、市民自らが地域の課題を共有しながらその解決に向けて合意を形成し、協働して自主的に地域を運営できる仕組みづくりを通じて、だれもが暮らしやすく住み続けたいと感じられるまちづくりを進め、定住人口の減少に歯止めをかけることを目指します。

一方、交流人口の視点からは、本市は、「中小企業のまち」、「大学のまち」として、昼間人口が夜間人口よりも多い活気あふれるまちであり、また、大阪、神戸、京都等の関西主要都市へ1時間以内に移動できる交通利便性の高い都市です。

今後、令和元年度にはラグビーワールドカップ2019の花園開催や、東大阪市文化創造館の開館などで多くの人が東大阪市を訪れました。今後もこれらをはじめとした市内にある資源の活用を図るとともに、大阪モノレール延伸事業の着手などにより、さらに交流人口の増加が期待できます。このような機会を活かして、新たな観光まちづくり等を含め、産業の活性化に取

り組みます。

人口減少や人口構成の変化が進む地域社会における課題は、多岐にわたってさまざまであり、その解決にあたっては、行政だけでなく、地域住民や地域の各種団体など多様な主体との協働が不可欠です。そこで、今後の地域のあり方についても、新しい公共を市民との協働のもと、創造していきます。

以上のような、本市の大きなポテンシャルを活かして、人、モノ、お金、情報等、都市を形づくるエネルギーを集め、市民とともに人口ビジョンを実現することにより、将来にわたって持続可能なまちを創造することを目指します。

（２）本総合戦略の性格

本総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定しています。策定にあたっては、本市の計画体系の整合性を図るため、特に地方創生の取り組みとして新たに実施・拡充する施策、事業に絞った計画としています。

（３）評価指標の設定

総合戦略の策定にあたっては、施策の効果を数値によって客観的に検証できる指標（重要業績評価指標：KPI）を設定し、PDCAサイクルによる施策の推進が求められています。施策の実施による直接の成果物・事業量（アウトプット）ではなく、結果として地域にどのような便益がもたらされたか（アウトカム）を測定する指標の設定を原則とし、数値による計画の評価と見直しを重ねながら、実効性のある施策の推進を図ります。

なお、令和 2 年 3 月の改訂により、計画期間を令和 2 年度末まで 1 年延長しますが、成果目標及び評価指標で設定した数値目標は、達成度合に応じて整理を行い、既に目標値を達成しているものは、さらに上を目指して取り組み、未達成のものは、達成に向けて取り組みを推進してまいります。

（４）総合戦略策定・推進の体制

総合戦略の策定にあたり、本市では次の機関を設置し、全庁的な戦略の策定・推進体制を整備するとともに、有識者・関係団体等の意見を幅広く反映することで、市を挙げて総合戦略の推進に取り組みます。

①東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議

総合戦略の策定、推進組織として、市長を本部長とする東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を置き、全庁的な推進体制を構築します。総合戦略の策定・見直しの最終決定機関となります。

②東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会

産官学金労言の各分野からの代表者の参加による有識者会議において、総合戦略の策定・推進に関する幅広い知見をいただくとともに、市と民間とが連携した施策の推進につなげます。

第2章 目指す本市の基本目標

1. 基本目標

本総合戦略では次の4つの基本目標に基づいて施策を推進します。

基本目標1：産業振興により雇用を提供する

本市は中小製造業を中心としたモノづくりのまちであり、日本でも有数の企業集積を有しています。これらモノづくりをはじめとした中小企業の発展は、本市の都市経営の根幹をなすものであり、産業の振興は市行政の重要な課題の一つです。若者の地元就職の促進や女性の就労支援に取り組むことで、市内企業の活性化を図ります。

基本目標2：人を呼び込む流れをつくる

ラグビーワールドカップ2019の花園開催により、今後、外国人を含む多くの来訪者が予想されます。この機会を一過性のものにすることなく、産業の活性化や継続的なにぎわいの創出につなげるため、本市の誇れる地域資源を活かし、「住んでよし、訪れてよし」と感じるまちづくりに取り組みます。

基本目標3：若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

人口減少と少子高齢化のさらなる進行に歯止めをかけるには、若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなう社会づくりが必要です。市民意識調査においても、若い世代の希望がかなえられることで、出生率の大幅な改善が見込めることが示されており、希望実現の阻害要因をいかに取り除くかが課題となります。若い世代の結婚・出産・子育てに関する希望を可能な限りかなえることで、出生率の向上を図り、活気あふれるまちの実現を目指します。

基本目標4：時代に合った地域をつくる

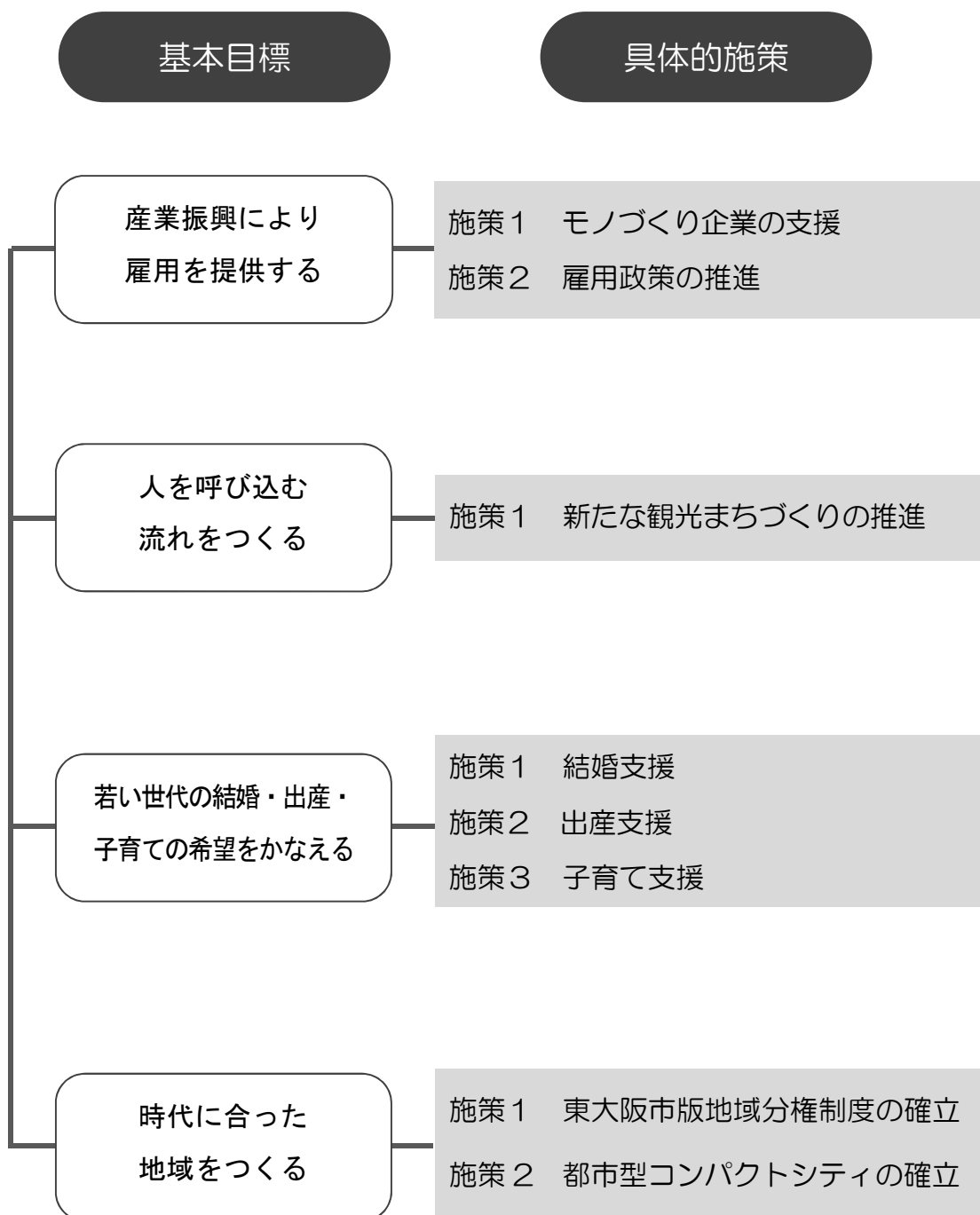
今後、一定規模の人口減少と人口構成の変化が起こる本市において、この変化に対応するためには、従来の行政の画一的な施策だけでは不十分です。「自らの地域は自らつくる」地域分権制度を確立することで、市民が、安心して、地域に愛着を持って暮らせるまちづくりを推進します。

また、モノづくり企業や教育機関の集積、公共交通機関の利便性など、本市の強みを活かしながら、コンパクトなまちづくりを推進することで、全ての世代においてゆとりある生活環境の実現を目指します。

第3章 具体的施策と評価指標

本総合戦略の期間における基本目標ごとの具体的な施策、取り組みの方向性、主な事業について、評価指標とともに示します。

◆東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略施策体系図◆



産業振興により雇用を提供する

産業の振興により、雇用の機会を創出するとともに、若者の地元就職の促進や女性の就労支援に取り組むことで、市内企業の活性化を図ります。

成果目標

指 標	目 標 値
市内企業の総従業員数	235,585 人 ⇒ 220,000 人 (平成 24 年) (令和 2 平成 31 年) (参考) 平成 21 年 : 252,197 人

施策 1 モノづくり企業の支援

モノづくり企業は、本市の地域経済を支える重要な存立基盤です。モノづくり企業の支援を実施することにより、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出します。

◆評価指標◆

施策の K P I	目標値
新製品・新技術の開発支援件数	令和 2 平成 31 年度までに累計 5040 件
従業員 1 人当たりの製造品出荷額等 (※従業員 4 人以上の事業所)	2,088 万円 ⇒ 2,220 万円 (平成 25 年) (令和 2 平成 31 年)

◆取り組みの方向性◆

- ① 市内企業の製品や技術について、市場での競争力向上のため、高付加価値化に向けた開発の取り組みを支援します。
- ② 市内企業の製品や技術について、広くアピールすることで、新たな販路を開拓し、取引拡大を目指します。
- ③ 多様な人材や企業が交流・連携する拠点づくりを推進し、下請けから脱却して自社製品を開発するメーカーへの転換に向けたマーケット志向による製品開発等を支援します。

◆推進する主な事業◆

事業名（実施予定年度）	事業内容
高付加価値化促進事業 （平成 28 年度～令和 2 平成 31 年度）	企業が単独もしくは 2 社以上共同で、または大学等と連携して新たな産業技術の研究や新製品の開発に向けた取り組みに対し補助金を交付します。その際、金融機関の協力も得ながら支援してまいります。
国内展示会等出展支援事業 （平成 27 年度～令和 2 平成 31 年度）	国内市場の販路開拓のため、展示会等へ出展する企業の出展料を補助します。
海外バイヤーとの商談会事業 （令和元年度）	ラグビーワールドカップ 2019 の花園開催に伴い、海外から多くの観光客が本市を訪れる機会を活かし、商談会を開催します。
海外向けモノづくり企業 P R 冊子等の作成・配布 （平成 28 年度～令和 2 平成 31 年度）	海外向けの市内製造業の優れた技術や製品を紹介する冊子等を作成し、販路拡大を支援します。
新たなビジネスモデル創出事業 （平成 30 年度～令和 2 年度）	様々な人材と企業が交流する拠点づくりに向けて、市立産業技術支援センター内にある「モノづくり試作工房」を改修し、メーカーへの転換に向けた自社製品の開発等を支援します。

施策 2 雇用政策の推進

本市は市内に4大学があり、若者の転入が目立つ一方で、20代前半の転出者数は10代後半の転入者数を上回っています。また、市内中小企業においては、景気の回復期を迎えると、人材確保に苦慮し、必要な労働力の確保が出来ないことから、廃業を余儀なくされる企業も出てきています。そこで、市内の大学生と中小企業の雇用マッチングのための施策を実施するとともに、子育てが一段落した母親を対象とした就労支援に取り組み、働きやすいまちの実現に努めます。

◆評価指標◆

施策のK P I	目標値
学生の地元企業への就職数	令和2平成31年度までに累計延べ400人

◆取り組みの方向性◆

- ① 学生の地元就職を推進することで、産業界の人材不足を解消するとともに、転出超過が目立つ若年層の定住を目指します。
- ② 就職から3年以内の離職が高い状況にあることから（H24年3月大卒者32.3%。出典：厚生労働省webサイト）、就職段階でのきめ細やかな対応により、安定した就職につなげます。

◆推進する主な事業◆

事業名（実施予定年度）	事業内容
就労支援ワンストップ窓口の設置（平成29年度～令和2平成31年度）	若者や女性を含む就職希望者に対して、職種等の希望を詳細に聞くとともに、カウンセリングを通じて、就職に必要な力を見極め、セミナーの受講などの就労支援を行います。
学生と製造業の若手従業員との交流会（平成28年度～令和2平成31年度）	学生が市内の中小企業を訪問し、市内製造業の若手従業員と交流することで、人生において働く意義を考え、やり甲斐のある仕事の発見や就労意欲の向上に向けた支援を行います。
学生向けモノづくり企業のPR冊子等の作成・配布（平成28年度～令和2平成31年度）	学生に対し市内モノづくり企業の魅力や技術力などの情報を掲載したPR冊子を配布することで、市内製造業への就職を促進します。

人を呼び込む流れをつくる

ラグビーワールドカップ2019の花園開催により、今後、外国人を含む多くの来訪者が予想されます。この機会を一過性のものにするのではなく、産業の活性化や継続的なにぎわいの創出につなげるため、本市の誇れる地域資源を活かし、「住んでよし、訪れてよし」と感じるまちづくりに取り組みます。

成果目標

指 標	目 標 値
新規イベント等の参加者数	令和2平成31年度までに累計13延べ12万人

施策1 新たな観光まちづくりの推進

本市が持つ地域資源（「ラグビーのまち」「モノづくりのまち」等）を生かした新たな観光振興を行うことで、交流人口の増加と地域経済の活性化を進めるとともに、市民の誇りの醸成を図ります。

◆評価指標◆

施策のK P I	目標値
着地型観光プログラムへの参加者数	令和2平成31年度までに累計4,000延べ700人
ウィルチェアスポーツコートの施設利用者数	令和2年度までに累計1,300人

◆取り組みの方向性◆

- ① 行政、有識者、関係者等で「(仮) 東大阪市観光振興計画」を策定し、観光まちづくりの推進主体としての中間支援組織（東大阪版DMO※）を立ち上げ、地域が一体となった観光まちづくりを推進します。

※ DMO : Destination Marketing/Management Organization の略で、地域の「稼ぐ力」

を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と共同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

- ② 観光商品作りやプロモーションを行うとともに、来訪者受け入れのための環境整備を進めます。
- ③ 花園ラグビー場で、ラグビー以外のイベントも開催し、市内外からの来訪者の増加につなげます。

④ ウィルチェアスポーツコートを整備し、ウィルチェアスポーツの参加者拡大、共生社会の実現、花園中央公園の賑わいの創出を図ります。

◆推進する主な事業◆

事業名（実施予定年度）	事業内容
新たな観光まちづくりの推進事業 （平成 27 年度～令和 2 平成 31 年度）	「（仮）東大阪市観光振興計画」を策定し、東大阪版DMOを立ち上げるとともに、地域間連携による観光モデル事業等の実施を支援します。
来訪者の地域経済効果測定調査事業 （平成 28 年度～平成 29 年度）	本市の来訪者が地域経済に与える波及効果について、モデル設計、分析を行うことで、観光施策を立案、推進するための基礎データとします。
観光プロモーション事業 （平成 28 年度～令和 2 平成 31 年度）	本市が持つ地域資源を生かして本市の魅力を最大限に伝え、集客につなげる観光プロモーションに取り組みます。
マーケティング調査事業 （平成 28 年度～令和 2 平成 31 年度）	本市の国内外の来訪者の目的や属性等を分析し、ターゲットを明らかにして観光振興の取り組みに向けて活用します。
名産品開発事業 （平成 28 年度～令和 2 平成 31 年度）	市内での消費効果を高めるため、本市の来訪者に訴求する魅力的な土産物開発、食の開発に取り組みます。
観光人材の育成事業 （平成 28 年度～令和 2 平成 31 年度）	地域の観光振興を推進していくために必要となる人材を育成します。
公共サインの設置 （平成 28 年度～令和 2 平成 31 年度）	市内の公共サインのデザインを一新し、市民や来訪者の利便性の向上と良好な景観の形成を図ります。

音楽フェスティバルの開催 (平成 27 年度)	さだまさしの音楽コンサートを開催し、ラグビー観戦客以外の人にも花園の魅力を伝えます。
花園ラグビー場でのイベント 開催 (平成 27 年度)	ラグビー観戦客以外の人にも花園ラグビー場とその周辺の施設の魅力を感じていただくため、若年層を中心に楽しめるイベントを開催します。
ラグビー場来訪者消費拡大 システム構築 (平成 28 年度)	花園ラグビー場の観戦客に対して、試合後に東大阪市内の飲食店に誘導する仕組みを構築するアプリ開発を行います。
ウィルチェアースポーツコートの整備 (令和元年度～令和 2 年度)	ウィルチェアースポーツの参加者拡大、共生社会の実現、花園中央公園の賑わい創出を図るため、新たにウィルチェアースポーツコートを花園ラグビー場の敷地内に設置します。

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

人口減少と少子高齢化のさらなる進行に歯止めをかけるには、若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなう社会づくりが必要です。市民意識調査においても、若い世代の希望がかなえられることで、出生率の大幅な改善が見込めることが示されており、希望実現の阻害要因を取り除くことが課題となります。若い世代の結婚・出産・子育てに関する希望を可能な限りかなえることで、出生率の向上を図り、活気あふれるまちの実現を目指します。

成果目標

指 標	目 標 値
0～5歳人口	22,620人 ⇒ 21,500人 (平成26年度末) (令和2平成31年度末)

(住民基本台帳)

施策1 結婚支援

「結婚・出産・子育てに関するアンケート調査」(H27.8実施)によると、結婚していない方で、独身でいる理由の45%が「適当な相手にめぐり会わない」となっています。そこで、結婚を希望する人を対象として、「出会い」の場をつくる支援事業を実施します。

◆評価指標◆

施策のKPI	目標値
イベントでのカップル成立数	令和2平成31年度までに累計120延べ40組

◆取り組みの方向性◆

- ① 「結婚・出産・子育てに関するアンケート調査」では、結婚していない人の独身でいる理由としては、「適当な相手にめぐり会わない」が45.0%となっており、出会いのきっかけを提供していくことで、結婚したい人の希望を叶えられるような取り組みを実施します。

◆推進する主な事業◆

事業名（実施予定年度）	事業内容
婚活イベント事業 （平成 28 年度～令和 2 平成 31 年度）	結婚を希望しているものの、出会いがない人たちを対象とした婚活イベントを実施します。

施策 2 出産支援

妊娠・出産・子育て期の支援として、先駆的にメール配信事業や、産後ケア事業等を実施しています。それに加えて、妊娠にいたるまでと、妊娠中や産後間もない時期にかかる負担と不安の軽減を図る事業をさらに拡充し、新たな施策を実施します。

◆評価指標◆

施策の K P I	目標値
産後 1 ヶ月健診受診率	100% （令和 2 平成 31 年度）

◆取り組みの方向性◆

- ① 「結婚・出産・子育てに関するアンケート調査」によると、「実際にほしい子どもの数が理想とする子どもの数より少ない理由」として「妊娠から出産に費用がかかるから」という理由が 25.7%となっています。そこで、公費負担の額や対象を拡充することで、より出産しやすい環境を整えます。
- ② 不妊症や不育症についての情報を得る機会を設けることで、妊娠についての正しい理解を広め、子どもが欲しい人の希望をかなえられるような取り組みを実施します。

◆推進する主な事業◆

事業名（実施予定年度）	事業内容
妊産婦健診の公費負担の拡充 （平成 28 年度～令和 2 平成 31 年度）	妊婦健診の公費負担額を増額するとともに、全額自己負担であった産後 1 ヶ月健診費用を助成します。
不妊症・不育症の啓発事業と相談体制の充実 （平成 28 年度～令和 2 平成 31 年度）	特に、若年層や男性で認知度が低い不妊症・不育症について、講演会等の啓発活動を実施するとともに、職員の知識の向上と、相談技術のスキルアップを図ります。

施策 3 子育て支援

保育所の待機児童の解消やご家庭で子育てされている方への支援施策の充実等、「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策に加えて、子どもの出生直後からの子育てを応援します。

◆評価指標◆

施策の K P I	目標値
お試し券プレゼント事業でリフレッシュ型 一時預かり保育の利用者数	令和 2 年度で 1,200 人 平成 31 年度までに延べ 1,000 人
出産記念品贈呈者数	令和 2 年度で 3,300 人

◆取り組みの方向性◆

- ① お子さまの出生をお祝いするとともに、出産直後から、子育ての応援メッセージを親御さんに届けることで、安心して、子育てを始めていただける環境をつくります。
- ② 「結婚・出産・子育てに関するアンケート調査」によると、親族や知人が近くに住み、子育ての援助を得る環境で生活することが、居住地を決める要因のひとつになっていることがうかがえます。また、身近に援助者が住むことで、安心して子育てができるとともに、親の孤立化を防ぐことにもつながるため、三世代近居を進める取り組みを実施します。

◆推進する主な事業◆

事業名（実施予定年度）	事業内容
出産記念品事業 （平成 29 年度～令和 2 平成 31 年度）	生まれてきた赤ちゃんのために、お祝いとして出産記念品を呈します。
リフレッシュ型一時預かり保育のお試し券プレゼント事業 （平成 2730 年度～令和 2 平成 31 年度）	出産したお母さんが、家事や子育てに疲れたときにリフレッシュしてもらえるよう、一時預かり保育事業を実施します。のお試し券をプレゼントします。
三世代近居のため市内に住宅を購入する方に補助金を支給 （平成 29 年度～令和 2 平成 31 年度）	親の近くに住むために市内に住宅を購入して、市外から転入する方に対して補助金を支給します。

時代に合った地域をつくる

今後、一定規模の人口減少と人口構成の変化が起こる本市において、この変化に対応するためには、従来の行政の画一的な施策だけでは不十分です。「自らの地域は自らつくる」地域分権制度を確立することで、市民が、安心して、地域に愛着を持って暮らせるまちづくりを推進します。

成果目標

指 標	目 標 値
東大阪市への居住意向 (東大阪市版地域分権に関する調査研究のアンケートで「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたいと答えた人の割合」)	67.9% ⇒ 80% (平成 24 年) (令和 2 平成 31 年)

施策 1 東大阪市版地域分権制度の確立

少子・高齢、人口減少社会における地域課題は、医療、福祉、教育、雇用等多分野にわたって存在し、その解決にあたっては、分野横断的に多様な主体が関わり、新しい公共を創造していく必要があります。地域住民や地域の各種団体など多様な主体により構成される自治組織が課題を共有しながらその解決に向けて地域の合意を形成し、協働して自主的に地域を運営できる仕組みづくりを進めていきます。また、市民の主体性を重視し、市民自らの選択により課題解決できる仕組みを確立していきます。

◆評価指標◆

施策の K P I	目標値
市民活動団体への助成事業数	171 ⇒ 300 (平成 26 年) (令和 2 平成 31 年)

◆取り組みの方向性◆

- ① 地域のまちづくりに思いのある人や実際に活動している団体などが、各々の活動内容を発表したり、まちづくりに関する意見を交換したりすることによって、相互理解を図り、協働を推進します。
- ② 市民自ら企画・提案し実施する事業に助成していくことで、わがまちとして愛着と誇りの持てる市民主体の魅力ある地域づくりを進めていきます。
- ③ 地域住民や地域の各種団体などで構成される自治組織が課題を共有しながら、地域の合意を形成し、協働して自主的に地域を運営できる仕組みとして「地域まちづくり協議会」を設置していきます。また、市民の主体性を重視し、市民自らの選択により課題解決できる活動を市政に反映する仕組みを確立していきます。

◆推進する主な事業◆

事業名（実施予定年度）	事業内容
まちづくりに関する意見交換事業 （平成 27 年度～令和 2 平成 31 年度）	まちづくりに思いのある人や活動団体が一堂に会し、地域の活動や魅力を再認識し、意見交換を図ることで相互理解を図ります。
地域まちづくり活動助成事業 （平成 27 年度～令和 2 平成 31 年度）	市民自らが企画・提案し実施する事業に対し助成していくことでまちづくり活動を活性化し、市民主体の魅力ある地域づくりを進めます。

施策 2 都市型コンパクトシティの確立

少子・高齢、人口減少が予想されるなか、本市が持続可能な都市経営を行うには、本市の強みである、モノづくり企業及び教育機関の集積と公共交通機関の利便性を活かしたまちづくりを行い、全ての世代においてゆとりある生活を実現することが必要です。

これを実現するため、安全で良好な居住環境を創出することはもちろんのこと、職住近接や学園都市としての都市環境を再配置、また医療、福祉、商業施設などを公共交通機関及び市街地の状況に応じ誘導する等、まちのコンパクト化を目指していきます。

■評価指標

施策のK P I	目標値
居住を誘導する区域における 人口密度の増減率	1 ⇒ 0.98 以上 (平成 28 年 3 月末) (令和 3 平成 32 年 3 月末) ※社人研推計ベース : 0.97

■取り組みの方向性

- ① モノづくり企業及び教育機関の集積と公共交通機関の利便性など、東大阪市の強みを活かしたコンパクトなまちづくりの方針を策定します。
- ② 市民が、地域に愛着とゆとりを持って暮らせるように、良好な職住近接環境の実現や、安心安全なまちづくりの支援施策を構築し、良好な市街地の形成を推進します。

■推進する主な事業

事業名（実施予定年度）	事業内容
コンパクトシティ形成推進事業 (平成 28 年度～令和 2 平成 31 年度)	都市構造を分析し、職住近接と公共交通を連動させた、新たな土地利用の方向性を検討し、人口減少・高齢化社会に対応したコンパクトなまちづくりを推進します。
良好な市街地形成推進事業 (平成 28 年度～令和 2 平成 31 年度)	都市計画制度と経済・定住促進施策を連携することにより、良好な職住近接の環境の再構築を図ります。 また密集度が高い市街地において、新たな制度を確立し、防災空地を増加させる事等により、延焼危険度を低下させます。

第4章 総合戦略の推進にあたって

1. 総合戦略の進捗管理

(1) 策定機関における検証

本総合戦略において位置づけた各施策を着実に推進するために、東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議及び東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会を引き続き設置し、幅広い意見を集約して施策の実施効果を検証し、必要に応じて見直しを行う体制を整備します。

(2) PDCAサイクルの確立

各施策ごとに設定されたKPIに基づき、施策の進捗状況と成果を検証します。計画策定（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）からなるPDCAサイクルを確立し、より実効的な本総合戦略の推進を図ります。検証の過程で進捗や成果が十分ではない施策については、その方向性や事業内容を分析し、必要に応じて改善、廃止等の措置を取ります。

また、国・大阪府の施策や社会状況の変化等に応じて、戦略の内容を見直すとともに、新しい取り組みやアイデアを常に取り入れられるよう、柔軟な進捗管理を行います。

2. 総合戦略の推進

本総合戦略を、実効性をもって推進していくためには、市の現状についての問題意識や進むべき方向性について、行政だけでなく、市民、地域団体、民間事業所等を含む市全体で共有し、協働することが必要です。総合戦略の内容や目指すべき方向性、進捗状況等について、広く情報を公開し、市民理解を促進します。推進にあたっては、市行政だけではなく、住民や事業所等の幅広い参加・協力を得られるものであることを常に意識し、市全体で総合戦略の推進に取り組む環境づくりを進めます。

改訂履歴

平成28年3月	第1版
平成28年7月	第2版
平成30年3月	第3版
令和2年3月	第4版

東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略
(第4版第3版)

令和2平成30年3月 発行

発行：東大阪市
編集：東大阪市 経営企画部 企画室
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
TEL：06-4309-3101 FAX：06-4309-3826

東大阪市第 3 次総合計画を踏まえた
次期東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略のあり方について

●次期総合戦略が目指す方向性について

- ・東大阪市第 3 次総合計画における重点施策は、人口減少社会への対応を見据え、今後 10 年間で特に重点的に取り組むべき施策である。なお、重点施策が目指す方向性は、国や大阪府の総合戦略の方向性と合致している。(資料 2-2 参照)
- ・よって、次期総合戦略で目指す方向性は、第 3 次総合計画重点施策の考え方と同様とし、地方創生に関する各種制度等を活用しながら、重点施策の内容を、より推進するための計画と位置付ける。(次期総合戦略は、第 3 次総合計画が推進する人口減少社会への対応の考え方を包含し、各種制度を活用しながら、より強力に推進するための計画である。)(資料 2-3 参照)
- ・次期総合戦略で実施する事業は、第 3 次総合計画重点施策で実施する事業と整合を図る。また、地方創生推進交付金等の交付金を活用する事業は、総合戦略に位置付ける。
- ・なお、第 3 次総合計画と次期総合戦略は、それぞれで冊子としてまとめる（合冊ではない）。

●策定期間

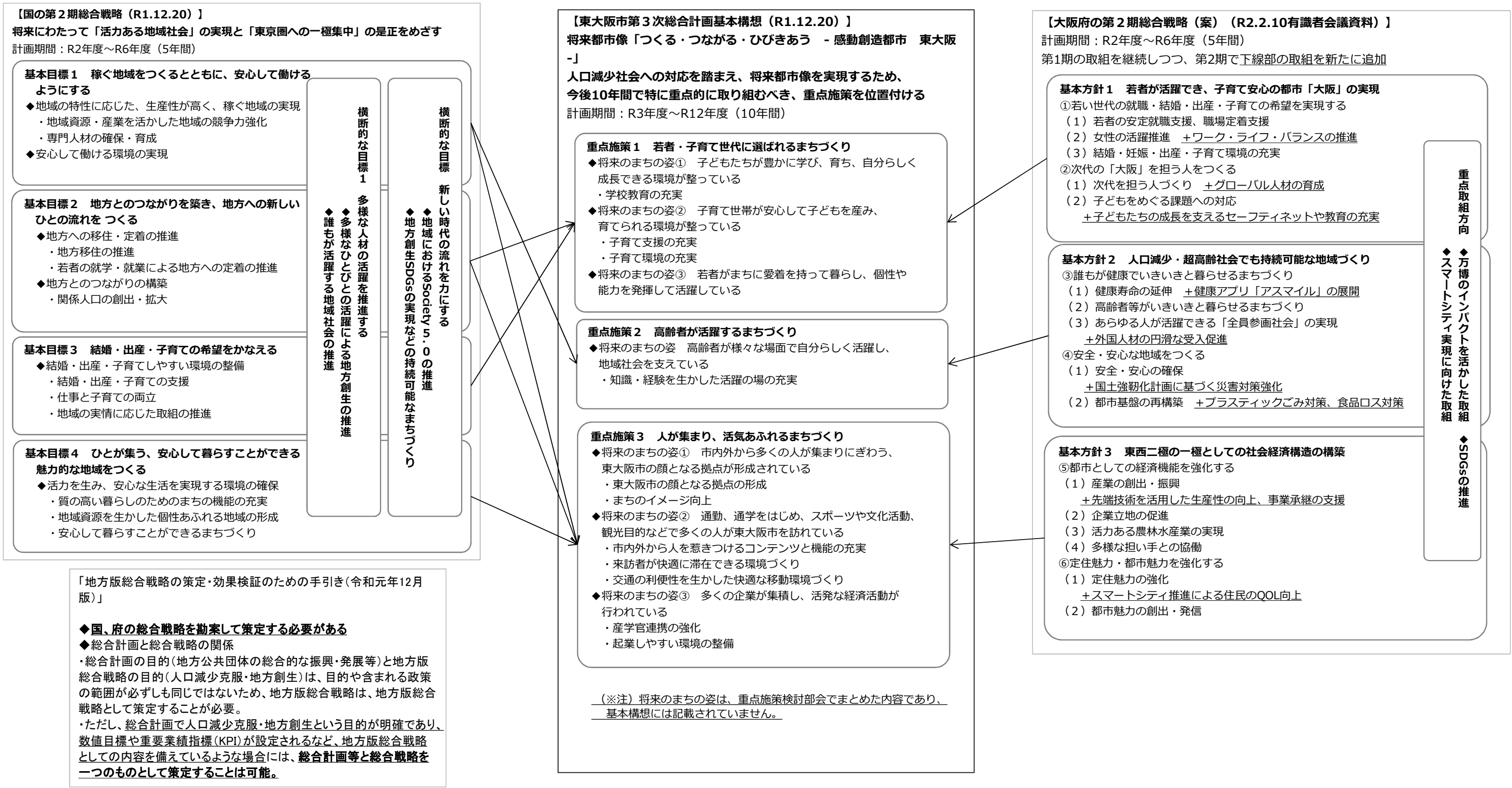
第 3 次総合計画の重点施策を柱としつつ、基本計画、実施計画と整合を図りながら、令和 2 年度末の策定をめざす。

●計画期間

令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）

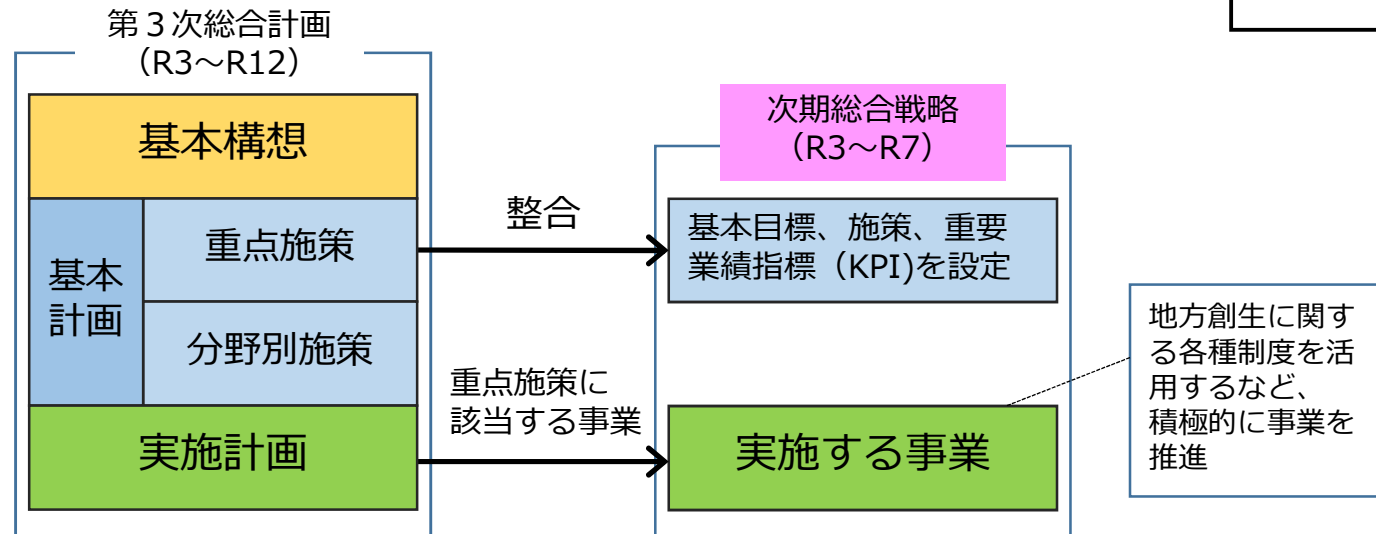
●人口ビジョンの改訂について

第 3 次総合計画の目標人口（2030 年に約 48 万人）をふまえ、その先を見据えた推計人口を示す。(出生率上昇の効果や高齢者数の変化等を加味された人口変化をみるため、概ね 2060 年頃までの推計を行う予定)

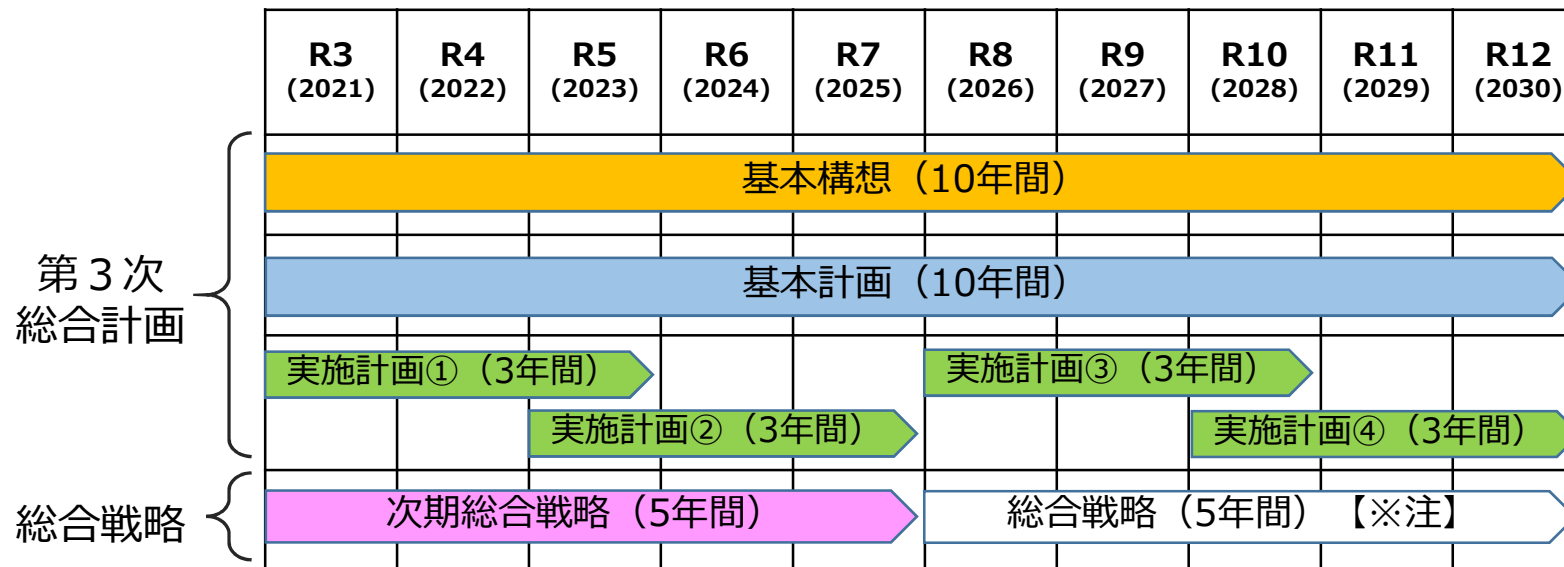


●東大阪市第3次総合計画と次期総合戦略との関係性

資料 2 - 3



●計画期間



【※注】 R8年度以降の総合戦略の策定は、国の動きを踏まえ、検討が必要

【東大阪市第3次総合計画基本構想（R1.12.20）】

人口減少社会への対応を踏まえ、将来都市像を実現するため、
今後10年間で特に重点的に取り組むべき、重点施策を位置付ける

計画期間：R3年度～R12年度（10年間）

重点施策1 若者・子育て世代に選ばれるまちづくり

- ◆将来のまちの姿① 子どもたちが豊かに学び、育ち、
自分らしく成長できる環境が整っている
 - ・学校教育の充実
- ◆将来のまちの姿② 子育て世帯が安心して子どもを産み、
育てられる環境が整っている
 - ・子育て支援の充実
 - ・子育て環境の充実
- ◆将来のまちの姿③ 若者がまちに愛着を持って暮らし、
個性や能力を発揮して活躍している
 - ・魅力あふれるまちづくりの推進

重点施策2 高齢者が活躍するまちづくり

- ◆将来のまちの姿 高齢者が様々な場面で自分らしく活躍し、
地域社会を支えている
 - ・知識・経験を生かした活躍の場の充実
 - ・地域・社会とつながる機会の充実

重点施策3 人が集まり、活気あふれるまちづくり

- ◆将来のまちの姿① 市内外から多くの人が集まりにぎわう、
東大阪市の顔となる拠点が形成されている
 - ・東大阪市の顔となる拠点の形成
 - ・まちのイメージ向上
- ◆将来のまちの姿② 通勤、通学をはじめ、スポーツや
文化活動、観光目的などで多くの人東大阪を訪れている
 - ・市内外から人を惹きつけるコンテンツと機能の充実
 - ・来訪者が快適に滞在できる環境づくり
 - ・交通の利便性を生かした快適な移動環境づくり
- ◆将来のまちの姿③ 多くの企業が集積し、活発な経済活動が
行われている
 - ・産学官連携の強化
 - ・起業しやすい環境の整備

（※注）将来のまちの姿は、重点施策検討部会でまとめた内容であり、
基本構想には記載されていません。

モノづくり支援
市内雇用等を推進

若者・子ども・
子育て全般を
支援

高齢者の
雇用を推進

高齢者の
地域での
活躍を推進

拠点の形成等を推進

【東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略
（H28.3初版策定）】

基本目標1 産業振興により雇用を提供する

- ・施策1 モノづくり企業の支援
- ・施策2 雇用政策の推進

基本目標2 人を呼び込む流れをつくる

- ・施策1 新たな観光まちづくりの推進

**基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての
希望をかなえる**

- ・施策1 結婚支援
- ・施策2 出産支援
- ・施策3 子育て支援

基本目標4 時代に合った地域をつくる

- ・施策1 東大阪市版地域分権制度の確立
- ・施策2 都市型コンパクトシティの確立

観光等人を呼び込む
施策を推進

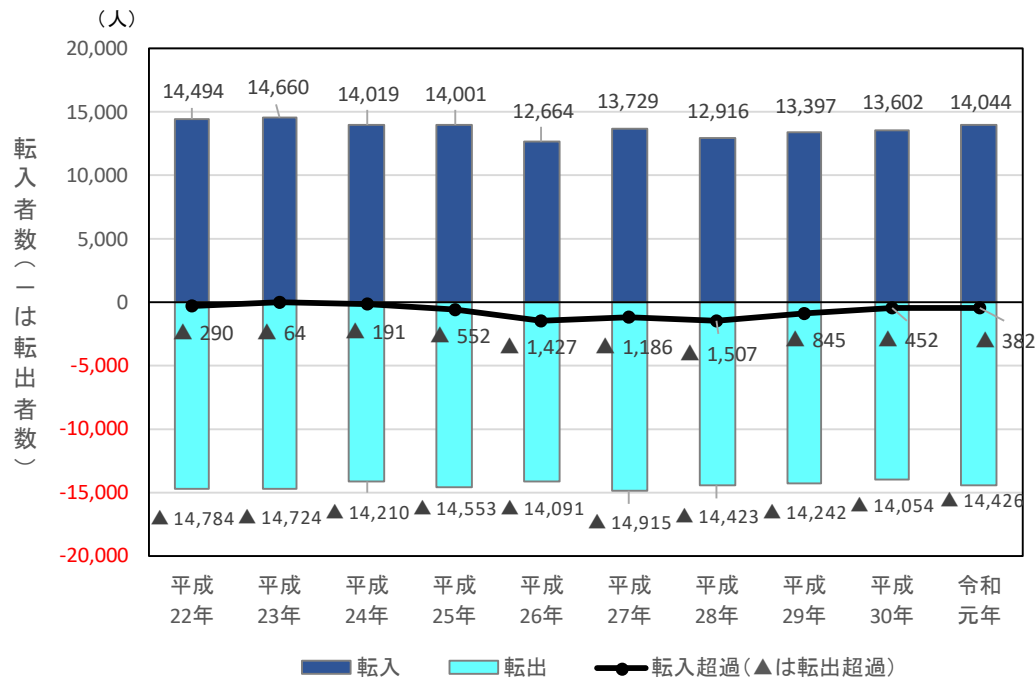
令和元（2019）年における東大阪市の転入・転出の状況
 ―住民基本台帳人口移動報告結果より―

1. 日本人の転入超過の状況（表 1）

（1）全体

令和元（2019）年 1 月～12 月の 1 年間における転出超過数の総数は 382 人で、前年に比べ 70 人（15.5%）の減少となっている。

図 1 転入・転出者数、転入超過数の状況（H22～R1）



（2）年齢別（5 歳区分）

転入超過数が最も多いのは 15～19 歳、転出超過数が最も多いのは 0～4 歳である。前年と比べ最も増加したのは、25～29 歳（165 人増）、最も減少したのは 0～4 歳（95 人減）である。

図 2 年齢 5 歳階級別転入超過数の状況（2019、2018）

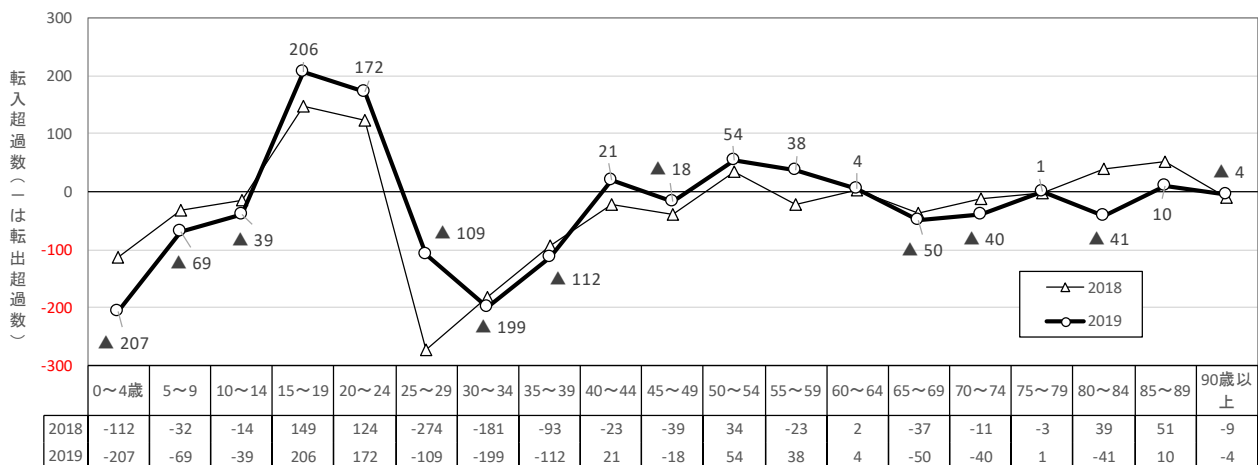


表 1 東大阪市の転入者数、転出者数、転入超過数の状況（2019、2018 年；日本人のみ）

区分	年齢	転入者数				転出者数				転入超過数 (－は転出超過)		
		2019年	2018年	対前年増減		2019年	2018年	対前年増減		2019年	2018年	対前年増減数
				実数	率(%)			実数	率(%)			
全 体	総数	14,044	13,602	442	3.2	14,426	14,054	372	2.6	-382	-452	70
	0～4	694	717	-23	-3.2	901	829	72	8.7	-207	-112	-95
	5～9	283	274	9	3.3	352	306	46	15.0	-69	-32	-37
	10～14	156	160	-4	-2.5	195	174	21	12.1	-39	-14	-25
	15～19	702	717	-15	-2.1	496	568	-72	-12.7	206	149	57
	20～24	2,826	2,567	259	10.1	2,654	2,443	211	8.6	172	124	48
	25～29	2,734	2,494	240	9.6	2,843	2,768	75	2.7	-109	-274	165
	30～34	1,736	1,628	108	6.6	1,935	1,809	126	7.0	-199	-181	-18
	35～39	1,071	1,101	-30	-2.7	1,183	1,194	-11	-0.9	-112	-93	-19
	40～44	825	826	-1	-0.1	804	849	-45	-5.3	21	-23	44
	45～49	697	743	-46	-6.2	715	782	-67	-8.6	-18	-39	21
	50～54	568	550	18	3.3	514	516	-2	-0.4	54	34	20
	55～59	386	361	25	6.9	348	384	-36	-9.4	38	-23	61
	60～64	298	289	9	3.1	294	287	7	2.4	4	2	2
	65～69	239	250	-11	-4.4	289	287	2	0.7	-50	-37	-13
	70～74	204	208	-4	-1.9	244	219	25	11.4	-40	-11	-29
	75～79	226	225	1	0.4	225	228	-3	-1.3	1	-3	4
	80～84	150	231	-81	-35.1	191	192	-1	-0.5	-41	39	-80
	85～89	153	188	-35	-18.6	143	137	6	4.4	10	51	-41
	90以上	96	73	23	31.5	100	82	18	22.0	-4	-9	5
男 性	総数	7,411	7,162	249	3.5	7,580	7,475	105	1.4	-169	-313	144
	0～4	364	380	-16	-4.2	468	395	73	18.5	-104	-15	-89
	5～9	141	143	-2	-1.4	173	157	16	10.2	-32	-14	-18
	10～14	74	77	-3	-3.9	92	90	2	2.2	-18	-13	-5
	15～19	370	385	-15	-3.9	259	335	-76	-22.7	111	50	61
	20～24	1,431	1,325	106	8.0	1,372	1,296	76	5.9	59	29	30
	25～29	1,431	1,281	150	11.7	1,386	1,405	-19	-1.4	45	-124	169
	30～34	952	889	63	7.1	1,048	971	77	7.9	-96	-82	-14
	35～39	604	611	-7	-1.1	682	680	2	0.3	-78	-69	-9
	40～44	508	468	40	8.5	470	483	-13	-2.7	38	-15	53
	45～49	392	410	-18	-4.4	437	469	-32	-6.8	-45	-59	14
	50～54	336	334	2	0.6	305	316	-11	-3.5	31	18	13
	55～59	201	208	-7	-3.4	204	219	-15	-6.8	-3	-11	8
	60～64	174	168	6	3.6	165	168	-3	-1.8	9	0	9
	65～69	128	135	-7	-5.2	175	160	15	9.4	-47	-25	-22
	70～74	102	107	-5	-4.7	114	110	4	3.6	-12	-3	-9
	75～79	86	89	-3	-3.4	98	88	10	11.4	-12	1	-13
	80～84	49	74	-25	-33.8	66	66	0	0.0	-17	8	-25
	85～89	38	59	-21	-35.6	44	45	-1	-2.2	-6	14	-20
	90以上	30	19	11	57.9	22	22	0	0.0	8	-3	11
女 性	総数	6,633	6,440	193	3.0	6,846	6,579	267	4.1	-213	-139	-74
	0～4	330	337	-7	-2.1	433	434	-1	-0.2	-103	-97	-6
	5～9	142	131	11	8.4	179	149	30	20.1	-37	-18	-19
	10～14	82	83	-1	-1.2	103	84	19	22.6	-21	-1	-20
	15～19	332	332	0	0.0	237	233	4	1.7	95	99	-4
	20～24	1,395	1,242	153	12.3	1,282	1,147	135	11.8	113	95	18
	25～29	1,303	1,213	90	7.4	1,457	1,363	94	6.9	-154	-150	-4
	30～34	784	739	45	6.1	887	838	49	5.8	-103	-99	-4
	35～39	467	490	-23	-4.7	501	514	-13	-2.5	-34	-24	-10
	40～44	317	358	-41	-11.5	334	366	-32	-8.7	-17	-8	-9
	45～49	305	333	-28	-8.4	278	313	-35	-11.2	27	20	7
	50～54	232	216	16	7.4	209	200	9	4.5	23	16	7
	55～59	185	153	32	20.9	144	165	-21	-12.7	41	-12	53
	60～64	124	121	3	2.5	129	119	10	8.4	-5	2	-7
	65～69	111	115	-4	-3.5	114	127	-13	-10.2	-3	-12	9
	70～74	102	101	1	1.0	130	109	21	19.3	-28	-8	-20
	75～79	140	136	4	2.9	127	140	-13	-9.3	13	-4	17
	80～84	101	157	-56	-35.7	125	126	-1	-0.8	-24	31	-55
	85～89	115	129	-14	-10.9	99	92	7	7.6	16	37	-21
	90以上	66	54	12	22.2	78	60	18	30.0	-12	-6	-6

2. 外国人の転入超過の状況 ※外国人の移動者数は平成 30（2018）年より発表

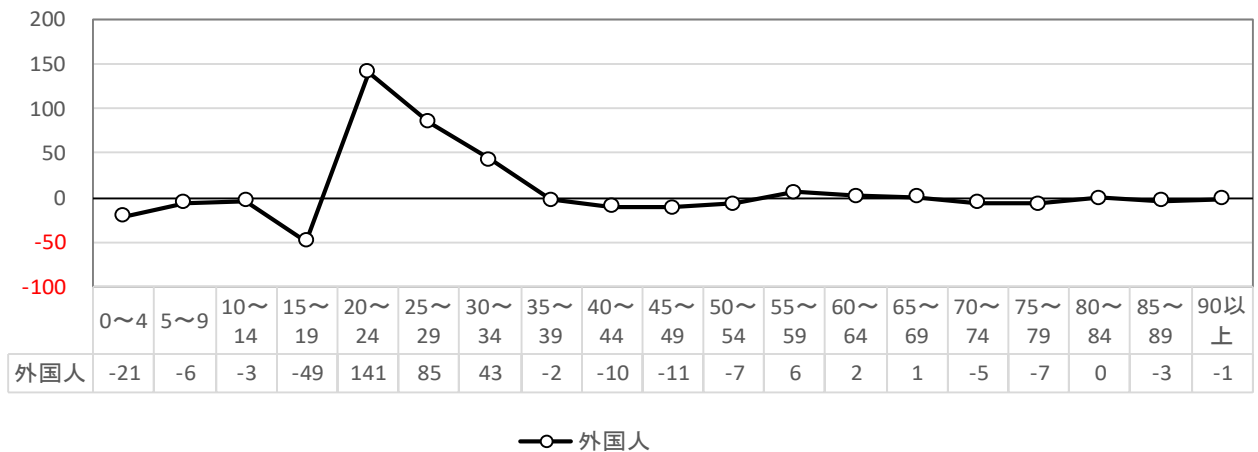
（1）全体

令和元（2019）年 1 月～12 月の 1 年間における外国人の転入超過数は 153 人で、前年に比べ 66 人の減少となっている。

（2）年齢別（5 歳区分）

15～19 歳で転出超過、20～34 で転入超過が目立つ。特に 20～24 歳で転入超過が顕著である。

図 2 年齢 5 歳階級別転入超過数の状況

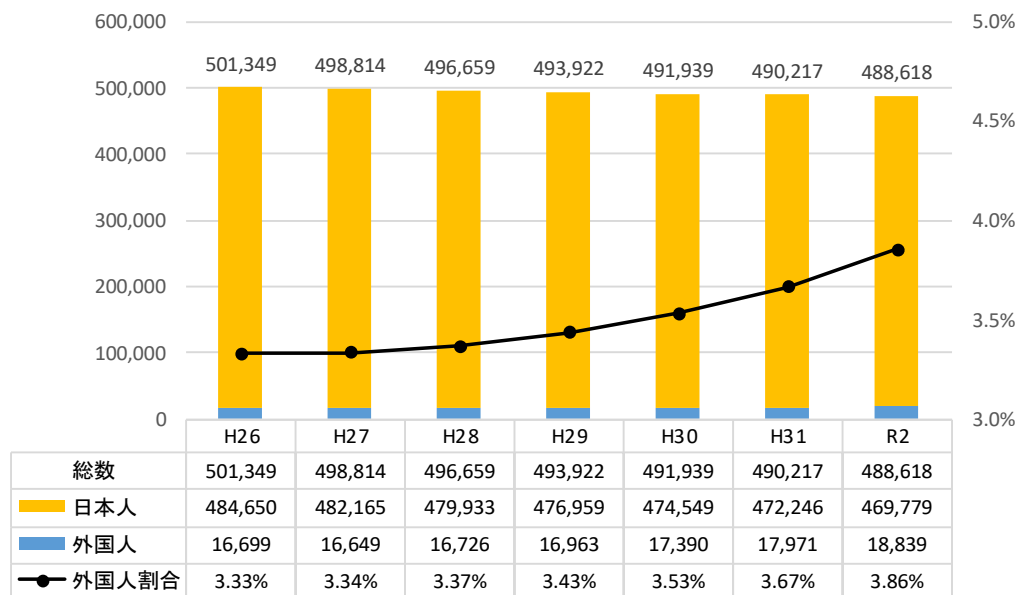


【参考 東大阪市の人口（人口の動き（統計課作成）より）】

※注：登録人口ベースで整理しています。（推計人口（H27 国調結果をもとに算出したもの）

ではありません）

R2.1.1 時点で総人口 488,618 人、うち外国人人口は 18,839 人で、総人口に占める割合は 3.86% である。日本人人口が年々減少する一方、外国人人口は年々増加している。



大阪府、隣接市区町村等転入超過数（令和元（2019）年）

資料3-2

※以下の条件の部分のを赤で塗り潰しています。
①転入超過総数が1,000人以上、②0～14歳の転入超過数が250人以上

日本人移動者													Japanese
都道府県、 市区町村	転入超過数（－は転出超過）												
	総数				男				女				
	Both sexes				Male				Female				
Prefectures and municipalities	総数 1) Total	0～14歳 years old	15～64	65歳以上 and over	総数 1) Total	0～14歳 years old	15～64	65歳以上 and over	総数 1) Total	0～14歳 years old	15～64	65歳以上 and over	
27 大阪府	10,693	-1,736	13,029	-600	3,372	-822	4,589	-395	7,321	-914	8,440	-205	
100 大阪市区	16,000	-3,312	19,094	218	7,435	-1,714	8,902	247	8,565	-1,598	10,192	-29	
102 都島区	633	-144	841	-64	268	-65	374	-41	365	-79	467	-23	
103 福島区	2,088	144	1,944	0	999	66	945	-12	1,089	78	999	12	
104 此花区	-548	-170	-246	-132	-274	-100	-115	-59	-274	-70	-131	-73	
106 西成区	1,653	-350	2,070	-67	707	-165	884	-12	946	-185	1,186	-55	
107 港区	-236	-145	-51	-40	-138	-91	-13	-34	-98	-54	-38	-6	
108 大正区	-381	-78	-236	-67	-162	-35	-111	-16	-219	-43	-125	-51	
109 天王寺区	1,229	203	978	48	566	130	441	-5	663	73	537	53	
111 浪速区	1,150	-286	1,398	38	474	-151	613	12	676	-135	785	26	
113 西淀川区	-71	-190	151	-32	-39	-85	68	-22	-32	-105	83	-10	
114 東淀川区	895	-352	1,150	97	553	-146	639	60	342	-206	511	37	
115 東成区	575	-112	721	-34	146	-69	247	-32	429	-43	474	-2	
116 生野区	303	-148	318	133	151	-77	166	62	152	-71	152	71	
117 旭区	269	-60	354	-25	88	-42	116	14	181	-18	238	-39	
118 城東区	957	-195	1,161	-9	381	-124	489	16	576	-71	672	-25	
119 阿倍野区	1,190	225	1,005	-40	464	100	389	-25	726	125	616	-15	
120 住吉区	465	-44	555	-46	76	-23	139	-40	389	-21	416	-6	
121 東住吉区	1,343	128	1,076	139	612	60	469	83	731	68	607	56	
122 西成区	436	-115	355	196	658	-51	477	232	-222	-64	-122	-36	
123 淀川区	747	-449	1,298	-102	394	-208	643	-41	353	-241	655	-61	
124 鶴見区	-15	-158	64	79	-136	-102	-63	29	121	-56	127	50	
125 住之江区	-426	-139	-354	67	-195	-80	-169	54	-231	-59	-185	13	
126 平野区	-73	-307	-89	323	-41	-158	-72	189	-32	-149	-17	134	
127 北区	2,202	-312	2,639	-125	1,175	-187	1,416	-54	1,027	-125	1,223	-71	
128 中央区	1,615	-258	1,992	-119	708	-111	930	-111	907	-147	1,062	-8	
140 堺市	-1,514	-232	-1,228	-54	-802	-72	-712	-18	-712	-160	-516	-36	
141 堺区	782	50	721	11	431	48	364	19	351	2	357	-8	
142 中区	-593	-91	-497	-5	-301	-37	-234	-30	-292	-54	-263	25	
143 東区	33	60	-3	-24	48	21	30	-3	-15	39	-33	-21	
144 西区	-215	-3	-222	10	-149	-1	-157	9	-66	-2	-65	1	
145 南区	-1,184	64	-1,169	-79	-592	63	-610	-45	-592	1	-559	-34	
146 北区	-113	-347	252	-18	-152	-182	21	9	39	-165	231	-27	
147 美原区	-224	35	-310	51	-87	16	-126	23	-137	19	-184	28	
202 岸和田市	-841	-147	-759	65	-469	-85	-426	42	-372	-62	-333	23	
203 豊中市	1,446	122	1,272	52	746	114	644	-12	700	8	628	64	
204 池田市	18	123	-115	10	-130	50	-159	-21	148	73	44	31	
205 吹田市	1,598	319	1,438	-159	539	184	464	-109	1,059	135	974	-50	
206 泉大津市	-139	-45	-75	-19	-157	-27	-112	-18	18	-18	37	-1	
207 高槻市	-526	-11	-370	-145	-353	-12	-248	-93	-173	1	-122	-52	
208 貝塚市	-657	-3	-631	-23	-332	-23	-301	-8	-325	20	-330	-15	
209 守口市	763	97	696	-30	302	34	270	-2	461	63	426	-28	
210 枚方市	-598	283	-885	4	-416	95	-486	-25	-182	188	-399	29	
211 茨木市	110	58	194	-142	-184	23	-127	-80	294	35	321	-62	
212 八尾市	-74	154	-250	22	-89	69	-181	23	15	85	-69	-1	
213 泉佐野市	-38	20	-94	36	-95	27	-129	7	57	-7	35	29	
214 富田林市	-566	114	-673	-7	-304	52	-350	-6	-262	62	-323	-1	
215 寝屋川市	-962	-166	-731	-65	-501	-98	-369	-34	-461	-68	-362	-31	
216 河内長野市	-701	28	-710	-19	-364	7	-357	-14	-337	21	-353	-5	
217 松原市	-312	38	-318	-32	-134	26	-126	-34	-178	12	-192	2	
218 大東市	-187	35	-145	-77	-160	10	-123	-47	-27	25	-22	-30	
219 和泉市	121	229	-236	128	-27	121	-176	28	148	108	-60	100	
220 箕面市	-41	305	-299	-47	-48	181	-199	-30	7	124	-100	-17	
221 柏原市	-448	-38	-368	-42	-211	-11	-185	-15	-237	-27	-183	-27	
222 羽曳野市	-426	96	-530	8	-288	61	-338	-11	-138	35	-192	19	
223 門真市	-642	-218	-330	-94	-246	-84	-115	-47	-396	-134	-215	-47	
224 摂津市	527	-95	636	-14	228	-53	296	-15	299	-42	340	1	
225 高石市	52	45	-1	8	8	14	-9	3	44	31	8	5	
226 藤井寺市	-224	-2	-192	-30	-96	6	-91	-11	-128	-8	-101	-19	
227 東大阪市区	-382	-315	57	-124	-169	-154	71	-86	-213	-161	-14	-38	
228 泉南市区	-397	-25	-394	22	-158	0	-171	13	-239	-25	-223	9	
229 四條畷市	-37	89	-105	-21	-4	65	-68	-1	-33	24	-37	-20	
230 交野市	-93	132	-238	13	-47	63	-108	-2	-46	69	-130	15	
231 大阪狭山市	170	161	-25	34	8	76	-84	16	162	85	59	18	
232 阪南市	-336	21	-347	-10	-155	9	-166	2	-181	12	-181	-12	
301 島本町	753	163	560	30	371	86	283	2	382	77	277	28	
321 豊能町	-176	24	-179	-21	-72	12	-77	-7	-104	12	-102	-14	
322 能勢町	-125	18	-126	-17	-44	13	-59	2	-81	5	-67	-19	
341 忠岡町	18	13	19	-14	32	14	27	-9	-14	-1	-8	-5	
361 熊取町	-35	107	-131	-11	-32	59	-83	-8	-3	48	-48	-3	
362 田尻町	-125	8	-130	-3	-79	-1	-76	-2	-46	9	-54	-1	
366 岬町	-86	-2	-86	2	-41	-1	-35	-5	-45	-1	-51	7	
381 太子町	-118	36	-143	-11	-62	18	-76	-4	-56	18	-67	-7	
382 河南町	-65	23	-80	-8	-16	16	-29	-3	-49	7	-51	-5	
383 千早赤阪村	-12	14	-13	-13	-12	8	-17	-3	0	6	4	-10	

※以下の条件の部分を赤で塗り潰しています。
①転入超過総数が1,000人以上、②0～14歳の転入超過数が250人以上

日本人移動者

Japanese

都道府県, 市区町村 Prefectures and municipalities	転入超過数（－は転出超過） Net-migration (－net loss)											
	総数 Both sexes				男 Male				女 Female			
	総数 1) Total	0～14歳 years old	15～64	65歳以上 and over	総数 1) Total	0～14歳 years old	15～64	65歳以上 and over	総数 1) Total	0～14歳 years old	15～64	65歳以上 and over
26 京都府	-3,443	-58	-3,135	-250	-1,959	-139	-1,707	-113	-1,484	81	-1,428	-137
211 京田辺市	375	191	167	17	255	111	147	-3	120	80	20	20
214 木津川市	846	287	415	144	417	145	207	65	429	142	208	79
366 精華町	-145	43	-190	2	-96	21	-117	0	-49	22	-73	2
28 兵庫県	-7,260	611	-7,784	-87	-4,193	282	-4,368	-107	-3,067	329	-3,416	20
202 尼崎市	834	-610	1,525	-81	295	-326	689	-68	539	-284	836	-13
203 明石市	929	334	605	-10	436	214	257	-35	493	120	348	25
204 西宮市	-948	-104	-789	-55	-639	-20	-566	-53	-309	-84	-223	-2
206 芦屋市	-7	67	-98	24	-77	25	-111	9	70	42	13	15
207 伊丹市	301	187	69	45	87	87	-4	4	214	100	73	41
214 宝塚市	255	255	-69	69	32	122	-103	13	223	133	34	56
29 奈良県	-3,847	662	-4,519	10	-1,983	391	-2,333	-41	-1,864	271	-2,186	51
201 奈良市	-34	356	-518	128	-142	198	-374	34	108	158	-144	94
203 大和郡山市	-334	-21	-303	-10	-169	1	-163	-7	-165	-22	-140	-3
209 生駒市	-467	94	-521	-40	-206	53	-232	-27	-261	41	-289	-13
210 香芝市	-307	6	-312	-1	-190	11	-196	-5	-117	-5	-116	4
342 平群町	44	40	21	-17	9	20	1	-12	35	20	20	-5
343 三郷町	-57	0	-70	13	-8	11	-25	6	-49	-11	-45	7
344 斑鳩町	66	23	60	-17	42	5	46	-9	24	18	14	-8
345 安堵町	-24	5	-41	12	-17	4	-24	3	-7	1	-17	9
424 上牧町	-18	41	-125	66	-11	30	-64	23	-7	11	-61	43
425 王寺町	-3	17	-13	-7	7	17	-7	-3	-10	0	-6	-4
426 広陵町	54	94	-38	-2	5	40	-28	-7	49	54	-10	5
427 河合町	4	29	-41	16	-3	17	-26	6	7	12	-15	10

1) 総数には年齢不詳を含む。

1) The total includes age not reported.